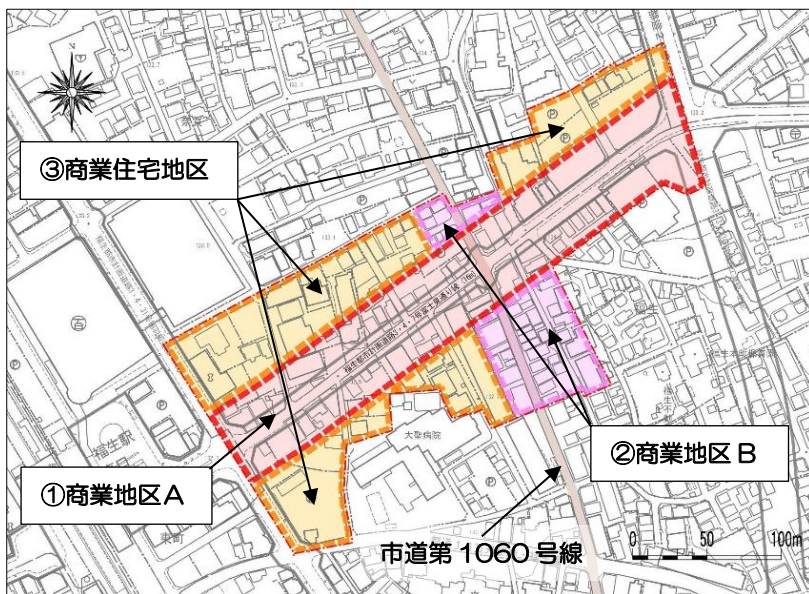


富士見通り地区まちづくり計画案と 富士見通り地区地区計画案が承認されました。

第7回富士見通りまちづくり協議会が、令和元年6月24日に開催されました。富士見通りまちづくり協議会が作成し、加藤市長に提出された協議会案に基づいて、市が作成した「富士見通り地区まちづくり計画案」と「富士見通り地区地区計画案」の内容について協議しました。

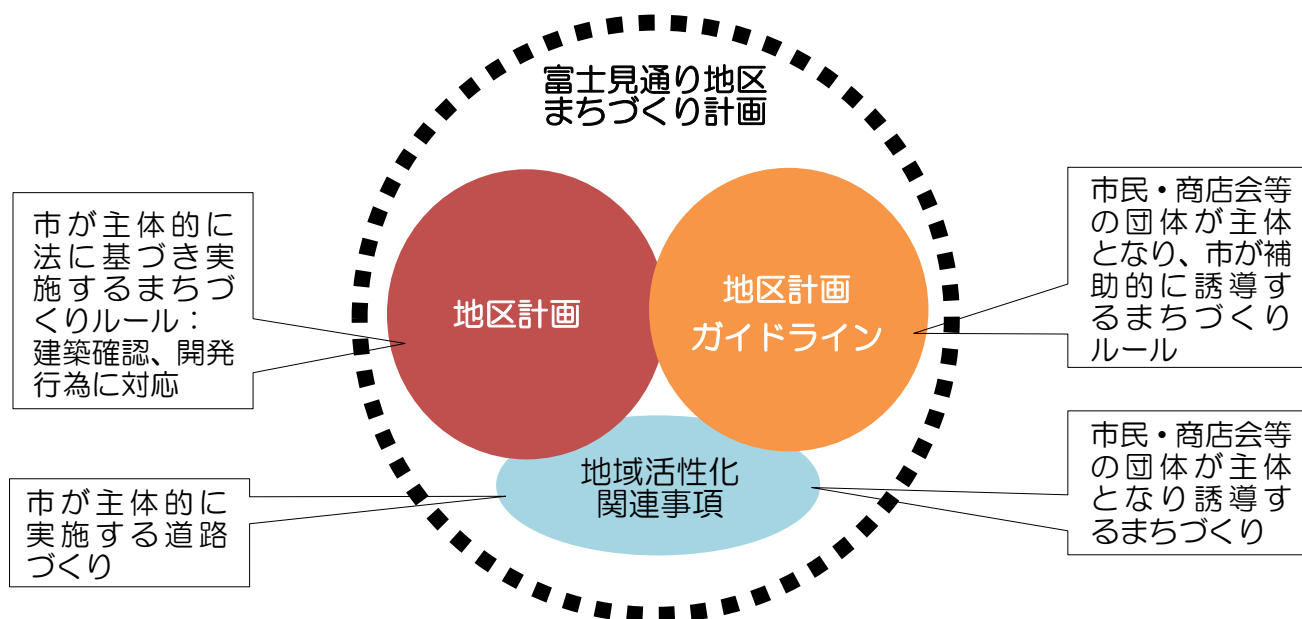
これら計画案に対して、積極的なご意見をいただき、内容的には守るべきものとして、富士見通りまちづくり協議会において了承されました。なお、これにて協議会活動は一区切りすることとなりました。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号)31 都市基交著第 63 号

I. 富士見通り地区まちづくり計画案

富士見通り地区まちづくり計画案は、下図のように 1.地区計画（都市計画法等に基づき建築物等を規制するルール）、2.地区計画ガイドライン（法規制ではなく協力をお願いするルール）、3.その他 地域活性化関連事項から構成され、その内容は次頁に示します。



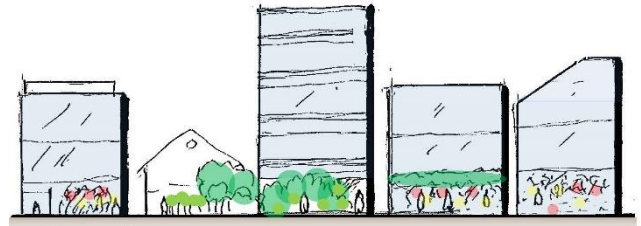
I-1.地区計画案

1) 土地利用について

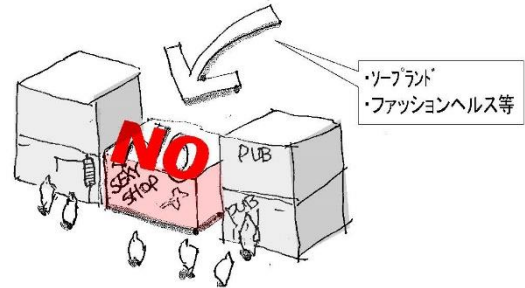
①商業地区 A

■富士見通りに直接面する敷地^{注1}の建物は、1階の主たる部分の用途を、店舗・飲食店等の商業施設とし、これ以外の用途の建物は建てられません。ただし、建物の玄関、階段、駐車場の出入口や、公益上やむを得ないと市長が認めた施設はこの限りではありません。

■風俗営業等（性風俗に関する内容）の用途の建物は建てられません。



富士見通りに店舗・飲食店を立地



富士見通りに風俗営業店を規制

2) まちなみについて

①商業地区 A

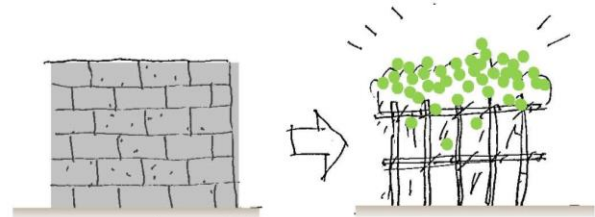
■富士見通りに直接面する敷地^{注1}の建物は、富士見通りに面して開口部や出入口を設けるとともに、国際色豊かな賑わいの創出に配慮します。

■富士見通りに直接面する敷地^{注1}の建物の屋外広告物では、多言語表示するとともに、その設置位置、形態、規模、デザイン、色彩などを考慮し、国際色豊かなまちなみの創出に配慮します。

■富士見通りに直接面する敷地^{注1}で、垣又はさくを整備する際は、その構造は生垣又は基礎の上に見通しの出来るフェンス等に植栽を組み合わせたものにします。ただし、門柱及び門扉についてはこの限りではありません。



富士見通りの店舗は国際色豊かに



富士見通り沿いの住宅は沿道を生垣化

3) 安全安心について

①商業地区 A

■建築物の出入口は、バリアフリーに配慮します。

○市道第 1060 号線

■安全で魅力的な商業環境の形成のため、歩行者の回遊性や防犯性の向上に配慮し、区画道路として整備します。



沿道の建物の出入口はバリアフリー

注 1：富士見通りに段差があるため出入口を設けることが出来ない敷地は除外します。

I-2.地区計画ガイドライン案

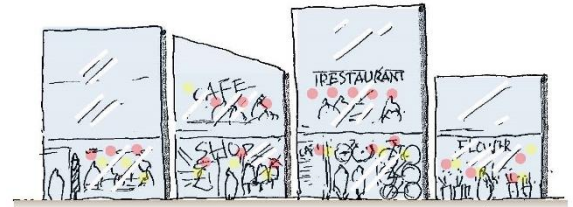
1) 土地利用について

①商業地区A

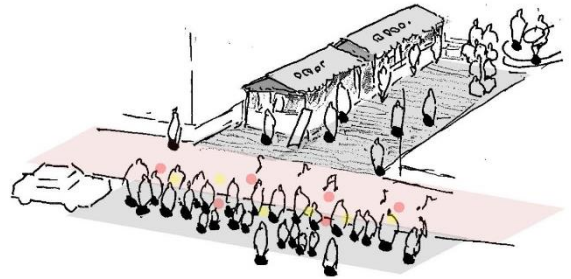
- 沿道の建築物を耐火性の高いものへと誘導します。
- 既存駐車場をイベント開催時の広場として活用できるように誘導します。

②商業地区B、③商業住宅地区

- 立地が相応しい用途の店舗等の立地を誘導します。



各地区の特性に応じた店舗・飲食店の立地



既存駐車場のイベント開催時の広場活用

2) まちなみについて

①商業地区A

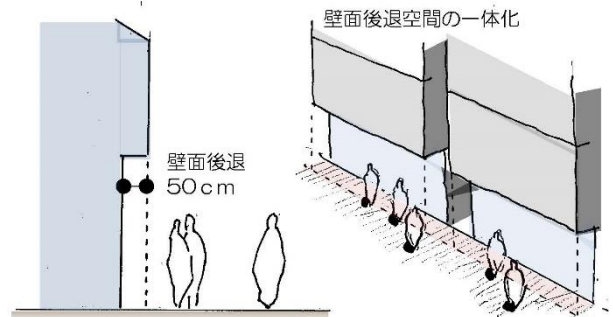
- 富士見通り沿道では、魅力ある商店街としてゆとり空間を創出するため、敷地が100㎡以上を対象に、建物1階部分で民地側に50cm壁面後退することを誘導します。安全で安心して買物ができるように店先空間を創出し、歩道と店先の一体化利用を誘導します。

②商業地区B

- 戸建住宅や共同住宅では、道路沿いを生垣や庭木で緑化し、まちなみの魅力化を誘導します。
- 市道第1060号線周辺に新たな愛称を命名し、その愛称にあわせてまちなみデザインを確立し、まちなみを誘導します。

③商業住宅地区

- 戸建住宅や共同住宅では、道路沿いを生垣や庭木で緑化し、まちなみの魅力化を誘導します。



民地側の壁面後退と連続化



戸建住宅の沿道部生垣
共同住宅のエントランス緑化

3) 安全安心について

①商業地区A、②商業地区B

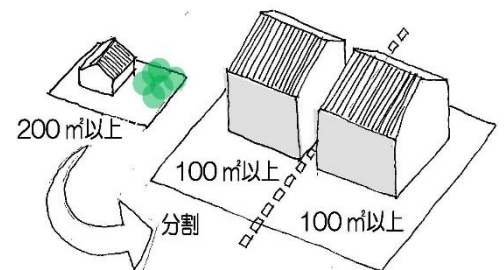
- 敷地を分割する際の敷地面積の最低限度を100㎡とし、中高層建築物への建替えを誘導します。

②商業地区B

- 市道第1060号線周辺では、店舗等の出入り口をライティングし、防犯カメラを設置するなど、防犯性が向上する様に誘導します。
- 細街路(2項道路)の整備を進め、防災性が向上する様に誘導します。

③商業住宅地区

- 敷地を分割する際の敷地面積の最低限度を100㎡とし、狭小宅地の共同化への建替えを誘導します。



狭小宅地を防止する最低限度の設定

I-3.地域活性化関連事項案

1) 土地利用について

- 商店街と地域住民が協働し、富士見通りの独自性が高いイベント開催を誘導します。
- 地域資源に関連した商品を開発して、富士見通りで販売することを誘導します。
- 横田基地友好祭開催時に、音楽イベントを開催し、観光客を誘導します。
- 富士見通りのハロウィンパレードについて、横田基地関係者が参加する国際的なイベントの開催を誘導します。
- 富士見通りの魅力を告知するため、まち歩きイベントの開催を誘導します。

2) 道路づくりについて

- 富士見通りの街路樹の樹種（例えばオリーブ）を、魅力的なものに誘導します。
- 富士見通りの歩道空間の舗装材等（例えば世界の名言プレート）や交通安全施設等を、魅力的なものに誘導します。
- 交通管理者・道路管理者に対して、交通規制に関する要望や、自転車走行マナー教室の開催を要請します。

I-4.まちづくりの実現に向けて

富士見通り地区まちづくり計画は、地区計画と地区計画ガイドライン、さらに地域活性化関連事項が一体となって推進していきます。また、魅力的で国際的なまちづくりを実現するには、都市計画分野だけではなく、産業振興、地域文化、交通対策などの分野と一体となり展開していくことが求められます。

このため、市役所内の各課と情報等を共有するとともに、各課が取り組んでいる事業等を有効に活用していけるように連携していきます。

このニュースでは主な内容のみを記載しました。詳細は福生市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/cityplan/cityplan/1007840.html>

II.今後のスケジュール

市が策定する「富士見通り地区まちづくり計画案」と「富士見通り地区地区計画書」の説明会が、8月24日に開催されます。

また、第7回富士見通りまちづくり協議会において、要望がありました「富士見通り地区建替えに関する勉強会」を、9月下旬に開催することを予定しています。皆さんふるってご参加ください。

■富士見通り地区地区計画案説明会（市主催）

日時：令和元年8月24日（土）午後2時～4時
場所：もくせい会館 3階会議室

第7回富士見通り地区まちづくり協議会開催模様



富士見通りまちづくりニュース VOL.6

発行：令和元年7月19日 富士見通りまちづくり協議会 会長 金原 永治

福生市都市建設部まちづくり計画課：〒197-8501 福生市本町5番地 ☎042-551-1952 FAX 042-551-0530

編集：株式会社セット設計事務所：〒185-0012 国分寺市本町2-16-4

☎042-324-0724 FAX 042-325-0645